

令和3年9月13日
令和4年2月1日改訂
令和4年3月22日改訂
令和4年6月20日改訂
令和4年8月9日改訂
国立研究開発法人海洋研究開発機構
緊急対策本部長
理事長 大和 裕幸

(新型コロナウイルス対応) 船舶運航についての方針 (改4)

近時国内における新型コロナウイルス新規陽性者数は増え続けており、機構船舶においても同様に、新型コロナウイルスの陽性者が立て続けに発生しております。

この状況を受け、研究航海を確実に実施していくため、乗船地における乗船前自己隔離(バブル方式の実施)を再開することと致します。

なお、船上での新型コロナウイルス陽性者の発生は、乗船研究者各々の貴重な研究機会を失うだけでなく、乗組員を含む他の乗船者の健康を損なう恐れもあり、また、当該航海のみならず、近接する航海の中断にも繋がる可能性があるため、引き続き全乗船者は今後も乗船前及び乗船中の感染予防対策には十分留意頂くとともに、政府の推奨する新型コロナワクチンの接種についても御協力をお願い致します。

記

船舶運航にかかる新方針は以下のとおりとする。

1. 航海は、原則2回以上のワクチン接種が確認された乗船者によるものとする。
2. 航海の実施は、新規全乗船者がPCR検査を2回(乗船前1週間目処、72時間以内)受検し、陰性を確認するほか、乗船地における乗船前の自己隔離(バブル方式の実施)*を行い、健康管理に関しては最新の乗船基準に従うことを前提とする。
3. ただし、1.の要件を満たさない者のうち、乗船地における乗船前の自己隔離*及び2.のPCR検査の受検(陰性確認)を経た者についても、最新の「新型コロナウイルスの拡散に伴うMarE3における船舶乗船基準(以下乗船基準)」に従って健康管理を行うことを前提とし、乗船可とする。なお、本項の適用は日本の港から4日の航程内の航海に限る。

*日本の港から4日の航程内の航海は4日間（4泊）

本方針は、原則、本日以降に出港する航海から適用する。ただし、直近の航海に乗船予定で乗船地における自己隔離の実施が間に合わない者については、最新の乗船基準等の遵守を改めて徹底する。

以上